

平成 22 年 12 月 7 日
預 金 保 険 機 構

日本振興銀行の預金等債権の買取り（概算払）について

預金保険機構は、本日開催された運営委員会において、本年 9 月 10 日に破綻した日本振興銀行について、以下のとおり、預金等債権の買取り（概算払）を行うこと等を決定しました。

1. 制度の概要

預金等債権の買取り（概算払）は、破綻した金融機関の預金のうち、預金保険で保護される範囲を超える部分について、預金保険機構が定める概算払率を乗じて算出した概算払額を倒産手続における弁済金・配当金の受取りより前の早い時期に預金者に支払うため、当該預金等債権を買い取る制度です。

概算払率は、預金保険法において、破綻した金融機関について破産手続が行われたならば弁済を受けられると見込まれる額（破産配当見込額）等を考慮して決定することとされています。

なお、預金保険機構が買い取った預金等債権の回収を行い、当該回収額が概算払額と預金等債権の買取りに要した費用の合計額を上回った場合には、その差額を預金者に追加的にお支払いします（精算払）。

2. 日本振興銀行に係る概算払の内容

(1) 概算払率

25%

(2) 概算払のスケジュール等

今後、買取対象となる預金を有する預金者の方々全員に、預金保険機構から預金等債権買取通知書・請求書等を郵送します。

預金保険機構は、買取りを希望する預金者から買取請求書等の郵送を受けてから 1 週間程度後を目途に、概算払額を預金者が指定した預金口座に振り込み

ます。

買取期間は本年 12 月 13 日から来年 3 月 31 日までですので、預金者の方々には、その期間内に預金保険機構に郵送で到着するようにしていただく必要があります。

(3) 留意事項（相殺との関係、精算払）

日本振興銀行からの借入れがある場合には、預金と借入金とを相殺することができます（借入れに対する保証をしている場合も同様です）。預金保険で保護される範囲を超える部分の預金をお持ちの方は、相殺により預金の一部カットを免れたのと同様の効果を得られることとなります。相殺を行うには、預金者の方々が所定の手続に沿って意思表示する必要がありますので、預金等債権の買取りを請求する前に、まず日本振興銀行にお問い合わせください。

預金等債権買取請求を行うと、買取対象の預金は借入金等と相殺できなくなりますので、十分ご注意ください。

また、精算払が行われる場合には、ホームページ等でお知らせするとともに、預金保険機構から対象となる預金者の方々に別途通知します。

[本件に関する照会窓口（平成 22 年 12 月 8 日～23 年 3 月 31 日）]

電話 03 - 5208 - 8414（平日 9：30～18：00）

ホームページ <http://www.dic.go.jp/>

以 上

(参考1) 概算払率の算定に用いた日本振興銀行の資産評価等の概要

単位:百億円

	破綻日の 残高 ^(注2)	評価額	備考
資産			
現金預け金	15	15	
有価証券	5	4	時価をベースに発行体の信用リスク等も考慮して算定。
貸出金	43	6	清算価値による評価。
有形・無形固定資産	1	0	鑑定評価、換価価値を踏まえ個別評価。
その他資産	1	0	換価価値を踏まえ個別評価。
諸費用		3	事業譲渡までの期間損失、事業譲渡費用等 ^(注3) 。
資産合計	64	22(a)	
負債			
預金	58	58	
借入金	1	0	劣後借入であるためゼロ評価。
その他負債	2	31	二重譲渡・過払に起因して発生する可能性のある不当利得返還債務等。
負債合計	61	89(b)	

(注1) 単位未満は四捨五入。

(注2) 9月10日時点の日計表に基づく残高。なお、2010年6月末基準では、貸倒引当金として 20百億円計上。

[参考] 貸出金の分類額等

分類額	評価額	備考
分類 2	2	分類は1/2、 分類は全額を損失として見込みゼロ評価。 買取債権は過払等の可能性を考慮しゼロ評価(分類)。
分類 8	4	
分類 19	0	
分類 14	0	

貸出金の ~ 分類額は現時点での分類結果。

(注3) 破綻後に発生するものであることから、資産の控除項目として計上。

$$\text{概算払率} = \frac{\text{資産合計 (a)}}{\text{負債合計 (b)}} = 25\%$$

(参考2) 預金等債権の買取り(概算払)の流れ

	預金保険機構	預金者
平成 22 年 12 月 7 日(火)	預金等債権の買取り(概算払)に関する運営委員会の決定(公表)	
	買取りの対象となる預金等債権の確定、概算払額の算定	
	預金等債権買取通知書等の作成	
	対象となる預金者へ預金等債権買取通知書等の郵送	
12 月 13 日(月) 以降		預金等債権買取通知書等を郵送で受取り
		預金等債権買取請求書等の記入、本人確認資料等の準備
		預金等債権買取請求書、本人確認資料等を預金保険機構へ郵送 ^(注)
12 月 20 日(月) 以降	預金者から郵送された預金等債権買取請求書等の受付・審査	
	概算払額の振込データ等の作成	
	金融機関に概算払額の振込みを依頼	
	振込みの実行	指定した口座への入金により、概算払額を受取り

(注) 買取期間は平成 22 年 12 月 13 日から平成 23 年 3 月 31 日であるため、その期間内に預金保険機構に到着するよう郵送する必要がある。

(参考3) 日本振興銀行の預金等債権の買取りの概要 (法定公告事項)

1. 買取期間	平成22年12月13日～平成23年3月31日
2. 受付方法	預金保険機構 (郵送で預金等債権買取請求書等を受け付けます)
3. 支払方法	預金者が指定する口座に買取代金 (概算払額) を振り込みます
4. 買取請求時の提出書類	<p>(1) 預金保険機構から送付された書類 預金等債権買取請求書 (兼口座振込依頼書) 預金等債権買取代金口座振込依頼書 (マークシート) 宛名 (あて名)</p> <p>(2) 振込先口座の預金通帳等のコピー</p> <p>(3) 本人であることを証明する書類 (本人確認資料)</p> <p>個人の場合: 次の に掲げる書類のうち、いずれか1通 次の書類で発行日から6か月以内のもの (コピー可)</p> <p>ア. 戸籍の謄本又は抄本 イ. 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書 ウ. 市町村 (特別区を含む) が発行した印鑑登録証明書 エ. 外国人登録原票の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書</p> <p>次の書類で有効期限内のもの (有効期限の定めのないものについては請求日現在で有効なもの) のコピー</p> <p>ア. 健康保険証 (国家公務員共済組合の組合員証、地方公務員等共済組合などの各種組合員証等を含む) イ. 年金手帳 ウ. 運転免許証 エ. 住民基本台帳カード (氏名、生年月日の記載のあるものに限る) オ. 旅券 (パスポート) カ. 外国人登録証明書</p> <p>法人等の場合: 次の と の書類 商業登記簿又は法人登記簿の登記事項証明書で発行日から6か月以内のもの (コピー可)</p> <p>法人等の代表者にかかる次のいずれかの書類</p> <p>ア. 個人の場合の 又は の書類 イ. 登記所が発行した法人代表者の印鑑証明書で発行日から6か月以内のもの (コピー可)</p>